

諸報告資料

(平成30年門真市教育委員会第10回定例会)

門真市教育委員会

門真市図書館サービス計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

門真市立図書館の総合的なサービスの向上を図るため、「門真市図書館サービス計画」の策定作業を進めています。パブリックコメント手続きにより、計画素案に対する意見を募集します。

1. 案件名

門真市図書館サービス計画（素案）

2. 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有するもの

3. 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、直接または、郵送（当日消印有効）、FAX、Eメールで提出してください。

4. 募集期間

平成30年11月19日（月）～12月8日（土）

5. 閲覧場所

図書館本館、市民プラザ分館、市情報コーナー、南部市民センター、ルミエールホール、公民館、文化会館、保健福祉センター
※市、及び図書館ホームページでも閲覧可

6. 意見提出・問合せ先

〒571-0048門真市新橋町3番4-101号 門真市立図書館

電話：06（6908）2828

FAX：06（6908）2872

Eメールアドレス：kys12@city.kadoma.osaka.jp

注) いただいた意見は原則として公開しますが、それぞれの意見に対し直接の回答は行いません。

注) 電話での意見は受け付けておりません。

平成31年度門真市立幼稚園児再募集要項

1. 応募資格

- (1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。
- (2) 4歳児（2年保育）
平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に生まれた幼児
- (3) 5歳児（1年保育）
平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に生まれた幼児
- (4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。
※通園バスを使用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条）

幼稚園名	募集人数		所在地	電話番号
	4歳児 (定員)	5歳児 (定員)		
大和田幼稚園	42人 (60人)	44人 (70人)	大橋町5番21号	072-883-3325

3. 入園願書等の交付

- (1) 交付期間 平成30年10月11日（木）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く。
- (2) 交付場所 門真市立大和田幼稚園

4. 入園願書等の受付

- (1) 受付期間 平成30年10月11日（木）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く
- (2) 受付場所 門真市立大和田幼稚園
・願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。

5. 入園の決定

- (1) 園長は、入園願書等の審査その他必要な調査を行い、入園を決定する。
- (2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 入園許可説明会

- (1) 日時 平成31年1月18日（金）午前11時（予定）
- (2) 場所 門真市立大和田幼稚園

7. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。
詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

8. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

9. 費用等

利用者負担の額	別紙「平成 30 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を参照 ※幼児教育無償化により 4・5 歳児は、市町村民税所得割額の階層に関わらず利用者負担の額は 0 円。
諸経費	月額 1,500 円（絵本代や材料費など）のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費（帽子、かばん、上靴、スモック、その他の教育用品費）が別途必要。
時間外教育に係る利用料 (希望者のみ)	1 月を単位に利用する場合 月額 5,000 円 1 日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額 300 円 [水・短縮期間] 日額 500 円
通園バス使用料 (希望者のみ)	月額 3,000 円（往復）

10. 特記事項

- (1) 園児再募集については、広報 11 月号・市ホームページに掲載予定。
- (2) 園児保護者には、「平成 31 年度門真市立幼稚園児募集案内」「入園願書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書【記入例】」「時間外教育実施のお知らせ」「時間外教育年間利用申請書」「通園バス運行のお知らせ」「通園バス使用申請書」「平成 30 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を配布する。